

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

る基準を定める条例の一部を改正する条例……………（警察本部交通規制課） 18

条

例

目 次 ページ

条 例

○北海道ケアラー支援条例……………（高齢者保健福祉課）	1
○畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例……………（畜産振興課）	3
○北海道職員の服務の宣誓条例及び北海道公安委員会及び方面公安委員会の委員並びに北海道地方警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課）	4
○北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課）	5
○北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	5
○北海道恩給条例等の一部を改正する条例……………（職員厚生課）	5
○北海道総合政策部手数料条例の一部を改正する条例（総合政策部総務課）	6
○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例……………（市町村課）	6
○北海道立自然公園条例の一部を改正する条例……………（自然環境課）	7
○北海道立看護学院条例の一部を改正する条例……………（医務薬務課）	12
○北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例……………（国保医療課）	12
○北海道国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例……………（国保医療課）	13
○北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例……………（経済企画課）	13
○北海道小規模企業振興条例の一部を改正する条例……………（中小企業課）	13
○北海道労働審議会条例の一部を改正する条例……………（雇用労政課）	14
○北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例……………（農政課）	14
○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例……………（建設部総務課）	16
○北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例……………（都市計画課）	16
○都市計画法施行条例の一部を改正する条例……………（都市計画課）	16
○北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例……………（警察本部会計課）	17
○北海道高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する	

北海道ケアラー支援条例をここに公布する。
令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第2号

北海道ケアラー支援条例

目次

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 ケアラー支援に関する基本的施策（第10条－第15条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、ケアラーへの支援（以下「ケアラー支援」という。）に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに道民、事業者、関係機関及び支援団体の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ケアラー 高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。

(2) ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者をいう。

(3) 関係機関 介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を通じて日常的にケアラーに関わり、又は関わる可能性がある

る機関をいう。

(4) 支援団体 地域で組織された団体その他の団体であって、ケアラー支援を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重されるとともに、周囲から大切にされ、社会から孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、及び将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができるよう、行われなければならない。

2 ケアラー支援は、ケアラーの年齢、置かれている状況等に応じて適切に行われなければならない。

3 ケアラー支援は、道、市町村、道民、事業者、関係機関及び支援団体が相互に連携を図りながら、ケアラーを地域社会全体で支えるよう、行われなければならない。

4 ケアラー支援は、ケアラーによる介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を受けている者及び当該ケアラーの家族（第13条において「ケアラーによる援助を受けている者等」という。）に対する支援と一体的に行われなければならない。

5 ヤングケアラーへの支援は、ヤングケアラーの意向を踏まえつつ適切に行われるとともに、子どもの権利及び利益が最大限に尊重され、心身ともに健やかに育成され、並びに適切な教育の機会が確保されるよう、行われなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本道の特性及び地域の実情に応じたケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 道は、ケアラー支援を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村がその地域の特性及び実情に応じ、この条例の趣旨に合致した施策を実施することができるよう、市町村に対して助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 道は、第1項の施策の実施に当たっては、市町村、道民、事業者、関係機関及び支援団体と相互に連携を図るものとする。

(道民の役割)

第5条 道民は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが安心して暮らすことができる地域づくりに努めるものとする。

2 道民は、ケアラー支援に関する道及び市町村の施策並びに事業者、関係機関及び支援団体の活動に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラー支援に関する道及び市町村の施策並びに他の事業者、関係機関及び支援団体の活動に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、ケアラーである従業員に対しては、当該従業員の意向を踏まえつつ、その勤務の体制を定めるに当たっての配慮、ケアラー支援に関する情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラー支援に関する道及び市町村の施策並びに事業者、他の関係機関及び支援団体の活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性があることを認識するとともに、ケアラーに関わる時は、当該ケアラーの意向を踏まえつつ、その業務において当該ケアラーの健康状態、生活環境等について確認し、支援の必要性を把握するよう努めるものとする。

3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、他の関係機関への取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関の役割)

第8条 教育に関する業務を行う関係機関であってヤングケアラーと関わるものは、前条に規定するもののほか、ヤングケアラーの意向を踏まえつつ、その業務において当該ヤングケアラーに対する教育の機会の確保の状況について確認し、支援の必要性を把握するよう努めるものとする。

2 教育に関する業務を行う関係機関であってヤングケアラーと関わるものは、前項に規定するもののほか、支援を必要とするヤングケアラーからの教育及び福祉に関する相談に応じるよう努めるものとする。

(支援団体の役割)

第9条 支援団体は、基本理念にのっとり、適切かつ効果的にケアラー支援を行うとともに、ケアラー支援に関する道及び市町村の施策並びに事業者、関係機関及び他の支援団体の活動に協力するよう努めるものとする。

第2章 ケアラー支援に関する基本的施策

(推進計画)

第10条 知事は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) ケアラー支援に関する施策についての基本的な考え方
- (2) ケアラー支援に関する具体的施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ケアラー支援を推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(普及啓発の促進)

第11条 道は、ケアラーが自らの置かれている状況について正しく理解し、必要な支援を求めることができるようにするため、道民、事業者、関係機関及び支援団体に対し、それぞれが果たすべき役割及びケアラー支援の必要性についての普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(ケアラーの早期発見及び相談の場の確保等)

第12条 道は、ケアラーの早期発見に向けて、学校、職場、地域その他の様々な場における気づき、市町村、関係機関及び支援団体との間の情報の共有並びに必要なとなる人材の育成を促進するために必要な措置を講ずるとともに、市町村及び関係機関との緊密な連携の下、ケアラーが相談することができる場を確保す

るために必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、ヤングケアラーへの支援に関し、ヤングケアラーが自らの意見を表明する権利を行使することができ、かつ、その意見が適切に支援に反映される環境の整備に努めるものとする。

(ケアラーを支援するための地域づくり)

第13条 道は、公的な介護、福祉又は医療に関するサービスがケアラーによる援助を受けている者等によって効果的に利用され、ケアラーが必要な支援を受けて安心して暮らすことができる地域づくりを、ケアラーと地域住民等が一体となって推進することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第14条 道は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第15条 道は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第3号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「省令」という。）第35条の規定による畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加及び省令第48条第3項の規定による畜舎等の敷地と道路との関係についての制限の付加については、この条

例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）及び省令において使用する用語の例による。

(崖付近の畜舎等)

第3条 高さが2メートルを超える崖（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地をいう。以下この条において同じ。）に接し、又は近接する敷地に畜舎等の建築等をする場合にあっては、当該畜舎等の外壁面と崖との間の水平距離は、北海道建築基準法施行条例（昭和35年北海道条例第33号。以下「建築基準法施行条例」という。）第6条の2の規定に適合するものでなければならない。

(避難口の構造)

第4条 多雪区域（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第86条第2項ただし書の規定により指定された区域をいう。）内においては、畜舎等に設ける屋外への避難口は、建築基準法施行条例第15条の規定に適合するものでなければならない。

(排水設備の凍結防止)

第5条 畜舎等に設ける排水の配管設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第31条第2項に規定するし尿浄化槽を含む。）は、必要に応じて凍結しないための措置が講じられたものでなければならない。

(敷地の形態)

第6条 都市計画区域及び準都市計画区域内に建築等をする畜舎等の敷地が路地状部分のみによって道路に接する場合には、その路地状部分の幅員は、建築基準法施行条例第4条の規定に適合するものでなければならない。

(敷地と道路との関係)

第7条 都市計画区域及び準都市計画区域内に建築等をする畜舎等（床面積（同一敷地内に2以上の畜舎等がある場合においては、その床面積の合計）が1,000平方メートルを超えるものに限る。）の敷地は、建築基準法施行条例第6条の規定に適合するものでなければならない。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道職員の服務の宣誓条例及び北海道公安委員会及び方面公安委員会の委員並びに北海道地方警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第4号

北海道職員の服務の宣誓条例及び北海道公安委員会及び方面公安委員会の委員並びに北海道地方警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(北海道職員の服務の宣誓条例の一部改正)

第1条 北海道職員の服務の宣誓条例（昭和26年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「宣誓書に署名して、」を「宣誓書を」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

(北海道公安委員会及び方面公安委員会の委員並びに北海道地方警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 北海道公安委員会及び方面公安委員会の委員並びに北海道地方警察職員の服務の宣誓に関する条例（昭和29年北海道条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「宣誓書に署名して、」を「宣誓書を」に改める。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

第4条 前2条の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第5号

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の定数に関する条例（昭和47年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号ア中「7,190人」を「7,056人」に改め、同号イ中「1,231人」を「1,216人」に改め、同条第9号ア中「3,829人」を「3,856人」に改め、同号イ中「1,263人」を「1,240人」に改め、同条第11号ア中「2万2,757人」を「2万2,634人」に改め、同号イ中「1,359人」を「1,335人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第6号

北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第24条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

本則に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第28条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第29条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

北海道恩給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第7号

北海道恩給条例等の一部を改正する条例

（北海道恩給条例の一部改正）

第1条 北海道恩給条例（大正12年北海道庁令第174号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項ただし書を削る。

追加附則に次の1条を加える。

第8条 令和4年3月31日において未成年の子について給与事由が生じている北海道恩給条例第26条第1項の規定による扶助料に係る当該子に対する同項並びに同条例第27条及び第33条第1項の規定の適用については、同条例第26条第1項中「未成年ノ子」とあるのは「20歳未満ノ子（婚姻シタル子ヲ除ク）」と、「成年ノ子」とあるのは「20歳以上ノ子（婚姻シタル20歳未

満ノ子ヲ含ム)」と、同条例第27条及び第33条第1項第4号中「成年ノ子」とあるのは「20歳以上ノ子（婚姻シタル20歳未満ノ子ヲ含ム）」とする。

（北海道恩給条例臨時特例の一部改正）

第2条 北海道恩給条例臨時特例（昭和23年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

第17条 令和4年3月31日において条例第26条第1項の規定による扶助料について第6条第2項及び第3項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する同項の規定の適用については、同項中「未成年の子」とあるのは「20歳未満の子（婚姻した子を除く。）」と、「成年の子で」とあるのは「20歳以上の子（婚姻した20歳未満の子を含む。）」とする。

（北海道恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 北海道恩給条例等の一部を改正する条例（昭和51年北海道条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第8条第1項第1号中「をいう」の次に「。次号において同じ」を加え、「（18歳以上20歳未満の子にあっては重度障害の状態にある者に限る。）」を削り、同項第2号中「（前号に規定する子に限る。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた恩給法（大正12年法律第48号）第11条第1項ただし書に規定する金融機関に対する貸付けの申込みに係る担保の提供については、第1条の規定による改正後の北海道恩給条例第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日の前日において北海道恩給条例第28条第1項第1号に規定する扶助料について第3条の規定による改正前の北海道恩給条例等の一部を改正する条例附則第8条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する北海道恩給条例臨時特例第6条第3項及び第3条の規定による改正後の北海道恩給条例等の一部

を改正する条例（以下「新昭和51年北海道恩給条例等改正条例」という。）附則第8条第1項の規定の適用については、北海道恩給条例臨時特例第6条第3項中「未成年の子」とあるのは「20歳未満の子（婚姻した子を除く。）」と、「成年の子で」とあるのは「20歳以上の子（婚姻した20歳未満の子を含む。）」と、新昭和51年北海道恩給条例等改正条例附則第8条第1項第1号中「である子」とあるのは「である子（18歳以上20歳未満の子（婚姻した子を除く。）」にあっては重度障害の状態にある者に限る。）」と、同項第2号中「である子」とあるのは「である子（前号に規定する子に限る。）」とする。

北海道総合政策部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第8号

北海道総合政策部手数料条例の一部を改正する条例

北海道総合政策部手数料条例（平成12年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「7,000円」を「10,400円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第9号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の12の事項中「第8条第1項」及び「第8条の2第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「第15条第1項若しくは第2項」を「第15条第1項から第3項まで」に改め、「第15条の2第1項」、「第23条第1項」及び「第23条の2第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「第39条第1項から第4項」を

「第39条第1項から第5項」に、「第3項」を「第4項」に改め、「第47条第1項」及び「第47条の2第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「第57条第1項若しくは第2項」を「第57条第1項から第3項まで」に改め、「第57条の2第1項」、「第58条の13第1項」及び「第58条の13の2第1項」の次に「若しくは第2項」を加える。

附 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。

北海道立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第10号

北海道立自然公園条例の一部を改正する条例

第1条 北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第6条」を「一第6条の2」に、「第4章 保護及び利用（第10条―第25条）」を「第4章 保護及び利用（第10条―第25条）
第4章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置
に、「第38条」を「第38条・第38条の2」に改める。

第5条の見出し中「の決定」を削り、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 公園計画は、道立自然公園ごとに、当該道立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。

第6条第2項中「前条第2項」を「前条第4項」に改め、第3章中同条の次に次の1条を加える。

（協議会による公園計画の変更の提案）

第6条の2 第7条の9第1項に規定する協議会は第7条の10第1項に規定する利用拠点整備改善計画について、第25条の2第1項に規定する協議会は第25条の3第1項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な道立自然公園に関する公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第7条の8第1項中「第7条の2第3項」を「この章の規定の施行に必要な限度において、第7条の3第3項」に改め、「この章の規定の施行に必要な限度において」を削り、同条第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第7条の10第4項の認定を受けた者に対し、認定利用拠点整備改善計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第7条の8を第7条の14とする。

第7条の7中「第7条の2第3項」を「第7条の3第3項」に改め、同条を第7条の8とし、同条の次に次の5条を加える。

（道立自然公園における協議会）

第7条の9 道立自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該道立自然公園の区域内における第24条第1項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下この条及び次条において「利用拠点」という。）となる区域（以下この条及び次条第1項において「利用拠点区域」という。）について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

- 2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
- (1) 当該市町村
 - (2) 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者
 - (3) 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であって利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るものの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者
 - (4) その他当該市町村が必要と認める者
- 3 当該道立自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあっては、市町村に対して、第1項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。
- 4 市町村は、第1項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号に掲げる者であって第1項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。
- 6 前項の規定による申出を受けた市町村は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。
- 7 第1項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 第1項に規定する協議会において協議が調った事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。
- （利用拠点整備改善計画の認定）
- 第7条の10** 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の道立自

- 然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。
- 2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
 - (2) 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針
 - (3) 利用拠点整備改善計画の目標
 - (4) 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期
 - (5) 第7条の3第2項の協議又は同条第3項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあっては、同条第4項各号に掲げる事項
 - (6) 第7条の3第6項の協議若しくは認可又は同条第9項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあっては、同条第4項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの
 - (7) 計画期間
 - (8) その他規則で定める事項
- 3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
 - (2) 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。
 - (3) 当該道立自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 知事は、当該道立自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

6 知事は、第4項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。
(認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更)

第7条の11 前条第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第7条の9第1項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第4項の認定（前項の変更の認定を含む。次条から第7条の14までにおいて同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第4項から第6項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。
(認定の取消し)

第7条の12 知事は、第7条の10第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があったときは、その変更後のもの。次条、第7条の14第2項及び第10条第9項第1号において「認定利用拠点整備改善計画」という。）が第7条の10第4項各号のいずれかに適合しなくなると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。
(公園事業に関する特例)

第7条の13 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第7条の10第4項の認定を受けたときは、認定利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第7条の3第2項若しくは第6項の協議をし、同条第3項若しくは第6項の認可を受け、又は同条第9項の規定による届出をしなければならないものについては、これら

の規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

第7条の6第1項及び第2項中「第7条の2第3項」を「第7条の3第3項」に改め、同条第3項中「第7条の2第3項の」を「第7条の3第3項の」に改め、同項第1号中「第7条の2第6項」を「第7条の3第6項」に改め、同項第2号中「第7条の2第10項」を「第7条の3第10項」に改め、同項第3号中「第7条の3」を「第7条の4」に改め、同項第4号中「第7条の2第3項」を「第7条の3第3項」に改め、同条を第7条の7とし、第7条の5を第7条の6とする。

第7条の4第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第7条の2第3項」を「第7条の3第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

公園事業者（第7条の3第3項の認可を受けた者に限る。）が国、道及び公共団体以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

第7条の4を第7条の5とし、第7条の3を第7条の4とする。

第7条の2第2項中「第7条の4」を「第7条の5」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

(協議会による公園事業の決定等の提案)

第7条の2 第7条の9第1項に規定する協議会は、知事に対し、第7条の10第1項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第10条第9項第1号中「執行」の次に「又は認定利用拠点整備改善事業（認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。次条第4項第3号及び第21条第7項第1号において同じ。）」を加え、同項中第3号を第4号

とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 認定自然体験活動促進事業（第25条の5第1項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第25条の2第2項第2号に規定する自然体験活動促進事業をいう。次条第4項第4号及び第21条第7項第2号において同じ。）として行う行為

第11条第4項第3号中「ため」の次に「、又は認定利用拠点整備改善事業を行うため」を加え、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 認定自然体験活動促進事業を行うために立ち入る場合

第12条中「前条第4項第6号」を「前条第4項第7号」に改める。

第21条第7項第1号中「執行」の次に「又は認定利用拠点整備改善事業」を加え、同項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 認定自然体験活動促進事業として行う行為

第23条第1項及び第2項中「第11条第4項第6号」を「第11条第4項第7号」に改める。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置

（協議会）

第25条の2 道立自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該道立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 当該市町村
- (2) 当該道立自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下この条から第25条の4までにおいて「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者
- (3) 当該市町村の区域内の施設、土地又は木竹であって自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者
- (4) その他当該市町村が必要と認める者

3 第7条の9第3項から第9項までの規定は、第1項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第3項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第25条の2第1項」と、同条第5項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号」とあるのは「当該道立自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第25条の2第2項第3号」と読み替えるものとする。

（自然体験活動促進計画の認定）

第25条の3 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の道立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下この条から第25条の5までにおいて「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
- (2) 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針
- (3) 自然体験活動促進計画の目標
- (4) 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体
- (5) 計画期間
- (6) その他規則で定める事項

3 知事は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
- (2) 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。
- (3) 当該道立自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 知事は、当該道立自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 知事は、第3項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

(認定を受けた自然体験活動促進計画の変更)

第25条の4 前条第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、第25条の2第1項に規定する協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第3項の認定（前項の変更の認定を含む。次条第1項及び第25条の6第1項において同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第25条の5 知事は、第25条の3第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画（変更があったときは、その変更後のもの。次条第1項において「認定自然体験活動促進計画」という。）が第25条の3第3項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第25条の6 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第25条の3

第3項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第26条第1項中「第33条第1号」を「第33条第1項第1号」に改める。

第32条第1項中「次条各号」を「次条第1項各号」に改める。

第33条第3号から第5号までを削り、同条第6号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条に次の1項を加える。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

(1) 道立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(2) 道立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

(3) 道立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

(4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第34条中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

第7章中第38条の次に次の1条を加える。

(利用の増進のための情報の提供等)

第38条の2 道は、道立自然公園の利用の増進に資するため、道内外における道立自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

第39条中「第7条の7」を「第7条の8」に、「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第40条中「該当する」の次に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同

条第1号中「第7条の2第6項」を「第7条の3第3項の認可を受けた者が、同条第6項」に、「者（同条第3項の認可を受けた者に限る。）」を「とき。」に改め、同条第2号中「第7条の2第10項」を「第7条の3第10項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第3号から第5号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第42条中「第7条の3」を「第7条の4」に、「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第43条中「該当する」の次に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第1号中「第7条の8第1項」を「第7条の14第1項若しくは第19条第1項」に、「同項」を「これら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第2号及び第3号中「者」を「とき。」に改め、同条第4号を削り、同条第5号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第8号とし、同条第10号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第9号とし、同条第11号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第10号とする。

第45条第1号中「第7条の2第9項、第7条の5又は第7条の6第2項」を「第7条の3第9項、第7条の6又は第7条の7第2項」に、「第7条の2第3項」を「第7条の3第3項」に改める。

第2条 北海道立自然公園条例の一部を次のように改正する。

第25条第1項に次の1号を加える。

(3) 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであって、当該道立自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

第25条第2項中「前項第2号」の次に「又は第3号」を加える。

第39条中「第7条の8又は第22条第1項の規定による命令に違反したときは」を「次の各号のいずれかに該当する場合には」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 第7条の8又は第22条第1項の規定による命令に違反したとき。

(2) 第10条第4項の規定に違反したとき。

第40条第3号中「第10条第4項又は」を削る。

第43条第1号中「第19条第1項」を「第2項、第19条第1項若しくは第25条の6第1項」に改め、同条第9号中「同条第1項第2号」の次に「又は第3号」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

北海道立看護学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第11号

北海道立看護学院条例の一部を改正する条例

北海道立看護学院条例（昭和45年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条の表北海道立網走高等看護学院の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第12号

北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1万分の3.8」を「零」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

北海道国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第13号

北海道国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例
北海道国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改める。

第4条第1項第3号中「第81条の2第2項」の次に「又は第4項」を加える。

附則第2項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第14号

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例
北海道経済部手数料条例（平成12年北海道条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表35の項のア中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に改め、同項のイ中「8,700円」を「10,300円」に、「8,200円」を「9,800円」に改め、同項のウ及びエ中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に改め、同項のオ中「8,700円」を「10,300円」に、「8,200円」を「9,800円」に改め、同表36の項のア中「7,900円」を「9,000円」に、「7,400円」を「8,500円」に改め、同項のイ中「6,200円」を「7,200円」に、「5,700円」を「6,700円」に改め、同表56の項中「2,100円」を「2,700円」に改め、同表64の項のウ中「110,000円」を「98,000円」に改め、同表66の項中「17,000円」を

「15,000円」に改め、同表77の項中「21,400円」を「23,200円」に、「20,900円」を「22,700円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

北海道小規模企業振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第15号

北海道小規模企業振興条例の一部を改正する条例
北海道小規模企業振興条例（平成28年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

前文中「少子高齢化」の次に「及び人口の減少」を加え、「懸念され、」を「懸念されるとともに、これまで想定することができなかった大規模自然災害の発生や感染症のまん延といった事象も生じている。」に、「などにより」を「などの課題もあり」に改め、「共有し、」の次に「デジタル化の進展、脱炭素社会の実現に向けた取組の広がりなど」を加える。

第7条中「行う」を「継続的に行う」に改める。

第12条を次のように改める。

（経営体質の強化）

第12条 道は、小規模企業の経営体質の強化を図るため、次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 小規模企業関係団体による経営指導の促進
- (2) 小規模企業の事業活動に有用な知識、技能等に係る研修の充実
- (3) 新商品及び新役務の開発、販路の拡大、生産性の向上並びに自然災害等に係る危機管理のための支援
- (4) 小規模企業の事業活動を担う人材の育成
- (5) 道外からの人材の誘致

第14条中「研修」を「必要な知識を習得させるための機会」に改め、「起業家等による創業等のための」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

北海道労働審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第16号

北海道労働審議会条例の一部を改正する条例

北海道労働審議会条例（昭和28年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「、石炭鉱業離職者対策部会」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第17号

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例

北海道農政部手数料条例（平成12年北海道条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

<p>34 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下この項において「法」という。）第3条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>畜舎建築利用計画認定申請手数料</p>	<p>ア 法第3条第3項第4号に係る審査の事務を行わない場合 10,000円 イ ア以外の場合 次に掲げる当該申請に係る畜舎等の建築等に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が3,000</p>	<p>認定申請のとき</p>
--	------------------------	--	----------------

<p>35 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下この項において「法」という。）第4条第1項本文の規定に基づく畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>畜舎建築利用計画変更認定申請手数料</p>	<p>ア 認定畜舎等の工事完了の届出前の場合 56,000円（法第3条第3項第4号に係る審査の事務を行わない場合にあっては、6,000円） イ ア以外の場合 次に掲げる当該申請に係る認定畜舎等の建築等（新築を除く。）に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（法第3条第3項第4号に係る審査の事</p>	<p>変更認定申請のとき</p>
--	--------------------------	--	------------------

平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 159,000円
(イ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 259,000円
(ウ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 371,000円
(エ) 床面積の合計が2万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの 515,000円
(オ) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 716,000円

	<p>務を行わない場合にあつては、10,000円)</p> <p>(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 15,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 21,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 29,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 38,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 60,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 84,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 159,000円</p> <p>(ク) 床面積の合計が5,000</p>		<p>36 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下この項において「法」という。）第6条第2項ただし書の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査</p> <p>37 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第1項から第3項までの規定に基づく認定計画実施者の地位の承継の認可の申請に対する審査</p>	<p>仮使用認定申請手数料</p> <p>認定計画実施者地位承継認可申請手数料</p>	<p>平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 259,000円</p> <p>(ケ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 371,000円</p> <p>(コ) 床面積の合計が2万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの 515,000円</p> <p>(サ) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 716,000円</p> <p>96,000円（法第3条第3項第4号に係る審査の事務を行わない場合にあつては、62,000円）</p> <p>10,000円</p>	<p>認定申請のとき</p> <p>認可申請のとき</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>						

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第18号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1の58の項中「7,000円」を「8,200円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第19号

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例

北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）の一部を次のように改正する。

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の手数料は、北海道収入証紙で納めなければならない。

第22条の6に次の1項を加える。

4 第8条第3項の規定は、第2項の手数料について準用する。

第25条の2中「小樽市」の次に「及び北広島市」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、北広島市にあっては、規則で定める区域に係る条例の制定又は改廃に関する事務に限る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例

による。

（北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の3の項中「昭和25年北海道条例第70号。」を削り、同項を同表の2の4の項とし、同表の2の2の項の次に次のように加える。

2の3 前項の左欄に掲げる事務のうち、北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）第25条の2ただし書に規定する区域に係るもの	北広島市
---	------

別表第1の3の項中「及び旭川市」を「、旭川市及び北広島市」に改め、同項の次に次のように加える。

3の2 前項の左欄に掲げる事務のうち、北海道屋外広告物条例第25条の2ただし書に規定する区域を除いた北広島市の区域に係るもの	北広島市
--	------

（北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の2の項の左欄に掲げる事務に係る屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、この条例の施行の日以後においては北広島市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、北広島市長のした処分その他の行為とみなす。

都市計画法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第20号

都市計画法施行条例の一部を改正する条例

都市計画法施行条例（平成15年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の」を「第29条の9各号に掲げる」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第21号

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例

北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「イ」を「イ及びス」に改める。

別表第1の34の項中「1,800円」を「1,600円」に改め、同表の57の2の項中「又は第101条の4第2項」を「若しくはロ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項」に、「750円」を「1,050円」に改め、同表の57の3の項中「又は第101条の4第2項」を「若しくはロ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項」に、「1,400円」を「1,450円」に、「800円」を「1,200円」に改め、同項の次に次のように加える。

57の4 道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはハ又は第101条の4第3項の規定に基づく運転技能検査の実施	運転技能検査 手数料	3,550円	検査申請 のとき
--	---------------	--------	-------------

別表第1の59の項中「第91条」の次に「又は第91条の2第2項」を加え、同表の65の項中「第14号まで」を「第15号まで」に改め、同項のサ(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア) 同法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下この項において「普通自動車対応免

許」という。）を受けている者（同法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習
6,450円

(イ) 普通自動車対応免許を受けている者（同法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習 2,900円

別表第1の65の項のサ(ウ)から(カ)までを削り、同項のス中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に改め、同項中ス(セ)とし、シの次に次のように加える。

ス 同法第108条の2第1項第14号に掲げる講習 講習
1時間につき2,250円

別表第1の67の項中「又は第13号」を「、第13号又は第14号」に改め、同表の68の2の項及び68の3の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年5月13日から施行する。ただし、別表第1の34の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

北海道高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第22号

北海道高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北海道高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第112号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「もの」の次に「(当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。